

第96号  
令和3年1月

福利

# おたな物

初日の出

うるま市

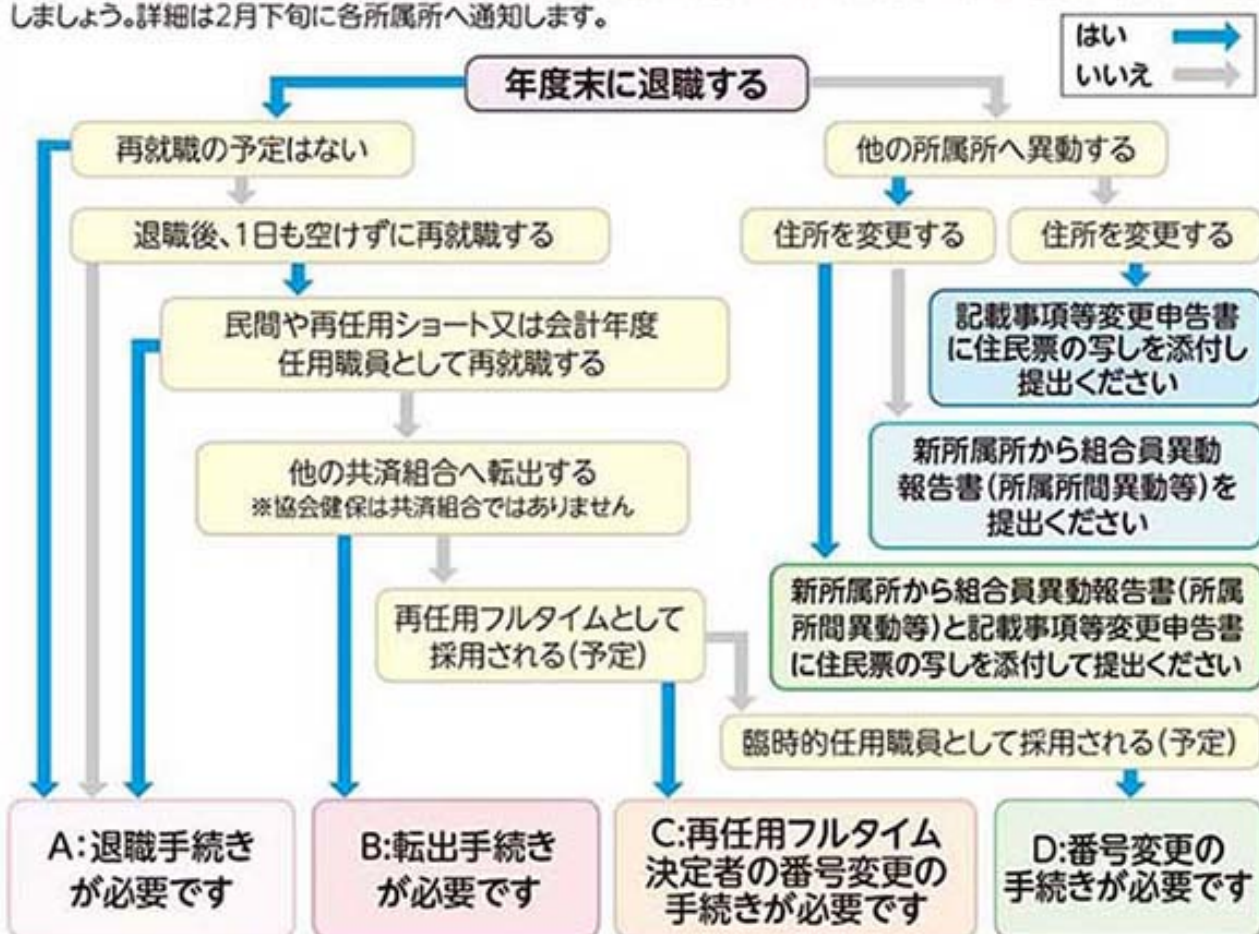
## Contents

令和2年度末 退職・異動のみなさまへ(健康保険・年金) 2	スポーツ施設利用補助について…………… 9
退職後の健康保険制度について…………… 3	インフルエンザ予防接種補助について…………… 9
令和2年度末 退職者の皆さまへ(年金担当)…………… 4	令和3年度 人間ドック等の申込みについて…………… 10
退職・転出による貸付金の償還について…………… 5	特定保健指導のご案内…………… 11
教育貸付けのご案内…………… 5	健康通知表「QUPiO Plus」のご案内…………… 12
医療費が高額になった場合の給付について…………… 6	表紙の写真募集…………… 12
令和2年度の検認(被扶養者に係る資格確認事務)について 8	



## 令和2年度末 退職・異動のみなさまへ(健康保険・年金)

今年度末に退職、異動(転出等)される方などは、手続きが必要となります。質問に答えて必要な手続きを確認しましょう。詳細は2月下旬に各所属所へ通知します。



### A:退職手続きが必要な方

組合員証等(保険証)の返却と退職届書の提出を忘れないようお願いします。

### B:転出手続きが必要な方

組合員証等(保険証)の返却と転出届書の提出を忘れないようお願いします。

### C:再任用フルタイム決定者の番号変更の手続きが必要な方

退職手続きは必要ありませんが、新所属所で番号変更に伴う組合員申告等が必要です。3月末まで扶養手当を受給していた被扶養者について、4月から引き続き健康保険の認定を受ける場合は継続認定の手続きが必要です。旧番号の組合員証等(保険証)の返却も忘れないようお願いします。

### D:番号変更の手続きが必要な方

退職手続きは必要ありませんが、新所属所で番号変更に伴う組合員申告等が必要です。既に扶養に入っている被扶養者の認定区分の変更や取消がある場合は改めて申告が必要です。旧番号の組合員証等(保険証)の返却も忘れないようお願いします。

※組合員が退職・転出する場合、その翌日から組合員の資格を喪失します。喪失日以降、組合員証等を使用すると医療費を返還していただくことになります。





# 退職後の健康保険制度について

退職すると退職日の翌日から組合員資格を喪失し、いずれかの健康保険制度に加入することになります。それぞれ手続きが必要ですので、質問に答えてあなたに合った制度を選択しましょう。



## 退職した日の翌日に再就職する



- A 健康保険の適用の有無については再就職先へご確認ください。  
 B 国民健康保険料等詳細については居住市町村担当窓口へお問い合わせください。  
 C 扶養認定の基準は各保険者により異なります。詳しくはご家族が加入している健康保険担当にご確認ください。

### 「任意継続組合員」とは?

退職後引き続き短期給付を受け、一部を除く福祉事業を利用できる制度で、最長2年間加入できます。

### 在職中と比べて受けられない給付

休業手当金、育児休業手当金、介護休業手当金、傷病手当金附加金  
 ※傷病手当金、※出産手当金  
 (※在職中に支給事由がある場合に限り給付の対象となります。)

### 任意継続組合員になる要件

- ・退職日の前日まで1年以上組合員である方。
- ・退職日から起算して20日以内に申出と掛金の納付を行うこと。
- ※詳しくは令和3年2月上旬に所属所へ通知します。



## オンライン資格確認について

令和元年5月に「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、令和3年3月からマイナンバーカードを健康保険証として利用(オンライン資格確認)できる仕組みが本格運用される予定です。

それに伴い、組合員証の番号を個人単位化する必要があることから、令和2年10月1日以降に発行される組合員証等の番号には2桁の枝番号が印字されます。

※既に交付されている組合員証等について、枝番の印字はありませんが、令和3年3月以後も引き続きご利用になれますので、**再交付等の手続きは不要です。**



## ！令和2年度末退職者の皆さまへ(年金担当)

### 退職届書の提出について

退職される組合員の方(臨時的任用・会計年度職員も含む。)は、退職時に所属所を通して退職届書を提出する必要があります。

※退職後、空白期間なく再任用フルタイムや臨時的任用職員等での採用が決定している組合員の方は提出する必要はありません。

#### 退職届書とは？

退職する組合員の将来の年金決定に備えて組合員期間や報酬額等を公立学校共済組合で登録するための書類です。

※退職届書は本務職員については令和3年2月に予定している退職予定者の年金等共済事務説明会で配布予定です。それ以外の職員については各所属の事務担当者へお問い合わせください。

#### 登録から年金請求まで

- ①登録完了後に「年金待機者登録通知書」をご自宅あてお送りします。「年金待機者登録通知書」は、将来年金を請求するときまで大切に保管してください。
- ②住所や氏名に変更があった場合  
退職届書を提出された後に住所や氏名に変更があった場合は「年金待機者異動報告書」を当共済組合本部に提出してください。
- ③年金の請求について  
支給開始年齢になられる直前に請求に必要な書類をご自宅あてお送りします。退職後に再就職し厚生年金被保険者となった場合は、最後に加入した実施機関(日本年金機構等)から送付されます。

### 改定手続き書類の提出について

退職される再任用フルタイムまたは定年が63歳以降で既に年金(退職共済年金・老齢厚生年金)が決定している方の場合(在職停止で年金が支給停止している方も含む。)は、退職届書の代わりに改定手続き書類の提出が必要です。

#### 改定手続きとは？

既に決定している年金の算定基礎期間に退職日までの期間を加えるとともに、追加される組合員期間の報酬額等を登録し、年金額の改定を行ったうえで年金の在職停止の解除を行う手続きです。

#### ①退職時に必要な手続き

必要書類を対象者の所属所あて送付いたします。(3月中旬予定)書類が届かない場合は公立学校共済組合沖縄支部へご連絡ください。

#### ②年金支給までの流れ

受給者から書類をご提出頂いた後、4～5か月程で改定手続きを完了し年金支給開始となります。6月に届く年金支払い通知書には「在職停止」という文言が印字されますが、ご心配ありません。





## 退職・転出による貸付金の償還について

今年度末に退職・  
転出される方へ

### 退職される方

- ・退職時に未償還元金がある方は、退職手当から控除しますので、特に手続きの必要はありません。
- ・退職手当から未償還金が全額控除できなかった場合は、別途納付していただきます。



### 転出される方

下記の手続きを行うこととなります。

沖縄県市町村職員 共済組合へ転出	次の償還方法がありますので、選択してください。 (1)自己資金で全額償還 →希望される方は振込依頼書を送付しますので公立学校済組合 沖縄支部貸付担当までご連絡ください。 (2)転出先の共済組合から貸付けを受け全額償還 →「貸付金残高証明書」を転出先の共済組合へ提出し、貸付申込 手続きをお取りください。
地方職員共済組合 沖縄支部へ転出	(3)転出先の共済組合を通じて、これまでと同様に給与から控除し 公立学校共済組合へ毎月償還を継続(徴収嘱託制度) →「徴収嘱託申出書」の提出が必要です。
他都道府県の 公立学校共済組合へ転出	転出先の支部で引き続き償還が可能です。 (手続きは不要ですが貸付担当まで事前にご確認ください)
国家公務員共済 組合へ転出	原則、下記のいずれかの方法で未償還金を全額即時償還していただきます。 (1)自己資金で全額即時償還する (2)転出先の共済組合から貸付けを受け、全額即時償還する。 例外として、団信加入中の者に限り本人振込により当共済組合への 償還を継続することができます。 →「申出書」の提出が必要です。

## 教育資金の準備はお済みですか?

### ～教育貸付けのご案内～

4月にお子様が大学へ進学するという組合員の方も多いのではないのでしょうか?公立学校共済組合には大学等への入学または修学のために必要な費用を対象とする教育貸付けの制度がございます。費用面でお困りの方はぜひご利用ください。

利率  
1.32%(年利)

借入限度額  
550万円

返済期間  
20年10ヵ月以内

貸付けの対象となる費用(おおむね1年以内に必要となるもの)

- 1 教育機関への支払費用  
・入学金、授業料 ・その他諸経費等
- 2 転居に伴う費用  
・敷金、礼金及び家賃、寮費  
・引越し費用等
- 3 教育ローンの借換え  
・民間金融機関等の教育ローンの借換え



貸付けに関する注意事項や必要添付書類等の詳しい内容は当支部のホームページでご確認ください。



# 医療費が高額になった場合の給付について

point!

## 1 高額療養費

医療機関等でひと月に支払われた金額(自己負担額)が著しく高額となった場合に、所得に応じて自己負担限度額を定め、その額を超えた分を高額療養費として支給します。

自己負担限度額 (70歳未満の場合)

適用区分		標準報酬月額	自己負担限度額	多数回該当※
上位	ア	83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
	イ	53万円以上79万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
一般	ウ	28万円以上50万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
	エ	26万円以下	57,600円	44,400円
低所得	オ	市町村民税非課税	35,400円	24,600円

※診療を受けた月以前の12か月間にすでに高額療養費が支給された月が3月以上ある場合、4回目以降は「多数回該当」の額が自己負担限度額となります。

point!

## 2 一部負担金払戻金・家族療養費附加金

医療費の自己負担額のさらなる軽減を目的として、上記の高額療養費とは別に、一部負担金払戻金(組合員が受診した場合)、家族療養費附加金(被扶養者が受診した場合)を支給します。

一部負担金払戻金及び家族療養費附加金の支給額計算は次のとおりです。

$$\text{支給額(100円未満切捨て)} = \text{総医療費} - \text{療養の給付} - \text{高額療養費} - \text{基礎控除額}$$

区分	基礎控除額
標準報酬月額53万円以上 (区分ア・イ)	50,000円
標準報酬月額50万円以下 (区分ウ・エ・オ)	25,000円

高額療養費、一部負担金払戻金及び家族療養費附加金は組合員の登録口座へ自動給付となりますので、**組合員からの支給申請の手続きは不要**です。



## 【給付例】令和3年1月に入院し、医療費が100万円の場合

組合員(40歳) 自己負担割合 3割 標準報酬月額 38万円 ⇒ 区分ウ

【令和3年1月】医療機関の窓口で自己負担分30万円(医療費の3割)を支払う

療養の給付(7割)=公立共済負担額 700,000円	当初自己負担額(3割) 300,000円
1,000,000円	

【令和3年4月以降】当共済組合から高額療養費及び一部負担金払戻金が自動給付されます

高額療養費 212,570円	一部負担金払戻金 62,400円	最終自己負担額 25,030円
300,000円		

医療費100万円のうち、医療機関窓口では自己負担額30万円の支払いが生じますが、その後当共済組合から組合員へ高額療養費や一部負担金払戻金が支給されます。

**注意**

- ・高額療養費や一部負担金払戻金等の支給は、受診(入院)月から3か月後以降となります。
- ・保険適用外の費用や、入院時食事代の自己負担分は支給対象外です。
- ・公費負担や世帯合算がある場合、計算が異なる場合があります。

**限度額適用  
認定証って何!?**

限度額適用認定証を医療機関窓口で使用することで、窓口での当初支払額が軽減されます。

## 【上記の給付例と同条件で限度額適用認定証を使用した場合】

【令和3年1月】医療機関の窓口で自己負担分約8万7千円(限度額分)を支払う

療養の給付(7割) 700,000円	高額療養費 212,570円	当初自己負担額 87,430円
1,000,000円		

【令和3年4月以降】当共済組合から一部負担金払戻金のみが自動給付されます

一部負担金払戻金 62,400円	最終自己負担額 25,030円
87,430円	

医療費100万円のうち、医療機関窓口では自己負担限度額87,430円(療養の給付と高額療養費を除いた部分)の支払いで済みます。その後当共済組合から組合員へ一部負担金払戻金のみが支給されます。

限度額適用認定証使用の有無で最終自己負担額に違いはありませんが、使用した場合は高額療養費分を窓口で支払う必要がないため、当初の支払い金額を抑えることができます。



## 令和2年度の検認(被扶養者に係る資格確認事務)について

令和2年度の検認にご協力いただきありがとうございました。

検認の結果、被扶養者の要件を欠いており遡って資格喪失し、医療費の返還請求が行われたケースが多数見受けられました。

被扶養者はもちろん、ご自身や家族(扶養義務者)の生活状況等についてこまめにご確認いただき、取消事由に該当した場合は速やかに取消の手続きを行ってください。

遡って認定が取消となった主な事例を紹介します。(令和2年度検認対象者625名、資格喪失者71名)

区分 (取消が多い順)	ご自身で 確認する時期	取消事由
		認定基準年額:130万円(月108,334円)、障害年金又は60歳以上の公的年金受給者は180万円(月15万円)。以下両方をさす場合「認定基準額」という。
給与収入	給与を得た時	給与収入の増額により認定基準月額を3か月連続で超えた、もしくは採用当初から認定基準額を超える見込みがたった。 ○複数で働いている場合も、すべての給与を合算して考えます。月額と年額それぞれ注意が必要です。
他の健康保険に加入した時	採用又は加入が決定した時	勤務先で健康保険に加入していた又は親が75歳よりも前に後期高齢者医療制度に加入していた。 ○他の健康保険に加入した場合は取消手続きが必要です。
公的年金(老齢)	受給権発生時 (支給開始年齢に達した) 年金額改定時 (新たに老齢基礎年金の 支給開始年齢に達した等)	公的年金(老齢)以外の他の収入と合わせた収入額が認定基準額を超えた又は超える見込みがたった。 ○受給権が発生する年、年金額が改定する年は注意が必要です!
公的年金(遺族・障害)	受給権発生時	遺族年金や障害年金を受給していることの申告を怠っていた。 ○遺族年金や障害年金は非課税扱いのため、所得証明書には記載されませんが、収入として申告が必要です。 遺族年金の支給開始により認定基準額を超えた又は超える見込みがたった。 ○被扶養者が60歳未満(他の公的年金無)の場合、認定基準年額は130万円です!(障害年金は60歳未満でも認定基準年額が180万円です)
個人年金 企業年金	受給権発生時 (支給開始年齢に達した)	他の収入とあわせた額が認定基準額を超えた。 ○受給権が発生する年は、被扶養者に個人年金等の支給がないか注意が必要です! ○個人年金(生命保険等や貯蓄型の個人年金等)や企業年金は公的年金ではないので、他に公的年金を受給していない場合、認定基準年額は130万円です。
営業所得 農業所得 不動産所得	確定申告時(2~3月)	確定申告書及び青色申告決算書又は収支内訳書を確認したところ、収入から必要経費を控除した額と他の収入の合計金額が認定基準年額を超えた。 ○確定申告における経費と被扶養者認定における経費とは一致しないため注意が必要です。詳しくは当支部HPに掲載されている「認定及び取消に関する提出書類」をご参照ください。
別居の父母等 への送金	年金額改定時 (新たに老齢基礎年金の 支給開始年齢に達した等) 給与を得た時	年金額の決定や増額により、被扶養者の収入と組合員からの送金額等の合計額に占める組合員の送金額の割合が1/3未満となった。 ○年金額が改定したり、決定したりする年は送金額不足になりやすいので注意が必要です! 給与収入の増額により、被扶養者の収入と組合員からの送金額等の合計額に占める組合員の送金額の割合が1/3未満となった。 ○少額であっても、収入金額に変動があった場合は、送金額を再度確認しましょう。
送金方法	送金時	別居の家族に送金ではなく直接会った際に現金を手渡した。組合員名義の口座のキャッシュカードや組合員名義の口座から引き落とされるクレジットカードを渡した。 ○送金方法は、被扶養者へ送金したことが確認できるもの(別居家族からの領収書を除く、銀行の振込明細やATMのご利用明細書等の証明書等)を必ず記録として残してください。確認ができない場合は取消となります。
共同扶養	扶養義務者の収入の増額 又は組合員の収入が減額 になった時	子が被扶養者の場合、配偶者の収入が増え、組合員の収入を上回った。組合員が休職し(育児休業を除く)配偶者の収入が組合員の収入を上回った。 ○原則、年間収入の多い方が扶養者となります。

※上記以外にも取消事由や例外がありますので、気になる方は当支部HPをご参照ください。



## 健康保持・疾病予防にスポーツ施設を活用しませんか？

スポーツ施設利用補助については、平成27年度より実施しており、今までに、多くの組合員にご利用いただいております。

年間を通してご利用いただける事業となっておりますので、さらに多くの組合員のご利用よろしくお願いします。

### ◎指定スポーツ施設(○:利用補助対象店 ●:利用特典対象店)

○スポーツパレスジスタス(美里店・浦添店・那覇店・ABLOうるま店)

○スポークフィットネスセンター(名護市)

○ONB沖縄(南風原町)

●スポーツクラブルネサンス・ライカム24(北中城村)



### ◎利用方法

○利用補助対象店…各施設の受付で組合員証(保険証)を提示で、1回550円で利用できます。  
(組合員本人のみ。月上限8回まで)

●利用特典対象店…web上で法人入会手続後、法人価格での各種特典を利用できます。  
(15歳以上の被扶養者もOK)



## 予防接種はお済みですか？



予防接種補助事業の提出期限が近づいています。お早めに請求書をご提出ください。



・対象者 公立学校共済組合沖縄支部組合員

(被扶養者及び任意継続組合員を除く)

・接種期間 令和2年10月1日から令和3年2月28日

・提出期限 **令和3年3月5日必着** お忘れなく！

・提出先 沖縄県教職員互助会

(※互助会未加入の方も上記へご提出ください。)

・補助額 インフルエンザ予防接種を受けた費用のうち1,000円を  
年度1回に限り補助



※請求書等の不備がないように提出をお願いします。不備がある場合は受付できません。



## 令和3年度 人間ドック等の申込について

- 対象者** 令和3年4月1日現在資格を有し、33歳以上の組合員  
※臨時的任用職員及び会計年度任用職員(フルタイム勤務)は、雇用期間が1年以上見込まれる方が対象となります。
- 受診期間** 令和3年5月1日～令和3年12月31日まで
- 受診方法** 令和3年度の受診希望者を2月下旬頃募集します。  
3月下旬(予定)までに各所属所単位で、ご希望の「健診区分」・「受診予定医療機関」を当支部へご提出ください。  
※受診方法に変更はありません。

### 申込みから受診までの流れ



### 注意事項

#### ①健診区分について

受診希望申込みの際は、「1日人間ドック」か「脳ドック」のいずれか1つを選択してください。(補助は、いずれか1つとなります)

#### ②「受診券」について **重要**

- ☆受診希望者に対して受診券を配付します。(4月末頃に所属あてに送付します。)
- ☆受診当日には、医療機関に必ず受診券を持参してください。受診券を提出することで補助を受けることができます。

#### ③受診予約について

- ☆医療機関への予約は、医療機関に組合員本人各自で行ってください。(当支部へのドック受診希望申込みは、補助を受けるための申込みであり、予約ではありません。)
- ☆医療機関への予約は、受診希望日前まで可能ですが、医療機関ごとに予約可能期間が異なりますので、ご注意ください。
- ☆受診希望日に予約が取れない可能性もありますので、医療機関への予約は早めにお願ひします。



## 特定保健指導のご案内



特定健康診査(人間ドック等を含みます。)の結果から、生活習慣病の発症リスクが高い方を対象として、特定保健指導を実施します。特定保健指導では、専門的な知識を有する保健師等のアドバイスを受けながら、ご自身の生活習慣の改善に向けた無理のない行動目標(計画)を作成します。その目標達成に向けて一定期間(3ヶ月以上)保健師等から電話、メール等により必要な指導(支援)を受けることになります。

当支部では、株式会社ベネフィット・ワンに訪問型の特定保健指導を委託しております。職場やご自宅など、ご都合のよい場所に保健師等が出向き、個別訪問型の指導を行います。これまで多忙で受診できなかった方も、ご都合のよい時間に自宅や職場で特定保健指導を受けることができます。また、対面を伴わないスマホ等によるICT面談の特定保健指導も可能です。ぜひ積極的にご利用下さい。

「自己負担額はなし!  
“無料”で  
受けられます!!」



## ～あなたの家族は「特定健康診査」を受診していますか?～



令和元年度の実績の特定健康診査受診率(組合員・被扶養者等の合計)は83.7%となりました。その内訳を見てみると組合員本人の受診率は91.5%となっていますが、被扶養者等の受診率は42.1%しかありません。

組合員の皆様には、ご家族の健康管理のため、まだ、特定健康診査を受診していないご家族の方には早めに受診するようお声かけにご協力ください。対象者(40歳から75歳未満の被扶養者)の皆様には、令和2年5月に「特定健康診査受診券」を自宅宛て送付しています。受診券の有効期限は令和3年3月31日です。

### ①特定健康診査受診率の推移

47支部中32位(沖縄支部83.7%(全支部平均84.2%))

	29年度	30年度	令元年度
目標値	85	85	86
全支部	83	83.6	84.2
沖縄支部	83.6	83.3	83.7

### ②特定保健指導実施率の推移

47支部中32位(沖縄支部29.9%(全支部平均32.1%))

	29年度	30年度	令元年度
目標値	35	35	37
全支部	27.2	34.9	32.1
沖縄支部	40.1	38.9	29.9

受診費用は無料です。





# 健康通知表 QUPiO Plus

今年度受診した、人間ドック又は定期健康診断の結果を、個々人の健診結果に応じて分かりやすく解説した健康情報雑誌「QUPiO Plus(クピオプラス)」を各所属あてに送付します。

【配布対象】今年度中に40歳以上になる組合員で、人間ドック又は定期健康診断を受けた方です。

【送付元】当共済組合本部が契約している「SOMPOヘルスサポート㈱」です。

【表紙】



【健康ランキング】



あなたの健診結果をもとに健康指導のプロが様々なお役立ち情報を提供します♪



## 表紙の写真募集

「福利おきなわ」の表紙を飾る写真を募集します。

### ○応募作品について

- ・作品は未発表のものに限ります。
  - ・特定の人物が判別できるような作品は不可とします。
- 広報誌の発行時期(5月、9月、1月)にあった作品を募集します。

### ○応募方法

- 1～5についてご記入のうえ、メールにて写真を送信ください。  
 (メールアドレス:somukosei47@kouritu.or.jp)
- 1.所属所
  - 2.氏名
  - 3.ペンネーム(ペンネーム希望の場合)
  - 4.撮影場所もしくはタイトル
  - 5.ご連絡先

※いただいた個人情報は、この記事の目的にのみ使用します。

※「福利おきなわ」は当支部ホームページに掲載します。

採用された方には、図書カードを進呈します。多くのご応募をお待ちしております!!

